

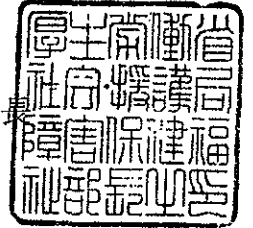
障発第1205002号

平成18年12月5日



各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の  
実施についての一部改正について

標記については、平成18年10月1日からの障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の本格実施に伴い、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について」（平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部を、別紙のとおり改正し、平成18年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内関係機関及び各施設等に対し周知徹底を図られたい。

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱（案）</p> <p>1 定率負担に係る利用者負担額軽減措置</p> <p>1 目的 低所得で生計が困難である者について、障害福祉サービス又は障害児施設支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額を軽減することにより、障害福祉サービス等の利用促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 市町村（特別区を含む。指定知的障害児施設等については都道府県、指定都市又は児童相談所設置市。以下「市町村等」という。）</p> <p>3 事業内容 (1) 事業主体 定率負担に係る利用者負担額軽減措置（以下Iにおいて「軽減措置」という。）の事業主体は、原則として、社会福祉法人又は市町村、都道府県が実施する社会福祉事業体、独立行政法人国立病院機構（以下「社会福祉法人等」という。）とする。 ただし、市町村内に特定のサービスを提供する社会福祉法人等がない場合には、当該市町村の判断により例外的に社会福祉法人等以外の法人も事業主体とすることができる。なお、その場合に市町村は、都道府県と協議するものとする。</p> <p>(2) 軽減措置対象費用 軽減措置の対象となる費用は、次のとおりとする。 ① 居宅で生活をする者（グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練及び継続的短期滞在型生活訓練を受けている者を除く。）が以下のサービスを利用した場合の定率負担分。 ・ 訪問系サービス（障害者自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援） ・ 日中活動サービス（障害者自立支援法に基づく児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援。ただし、就労継続支援A型において事業者の負担により利用者負担の減免措置を実施している場合を除く。） ・ 障害者自立支援法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援（入所によるものを除く。）。以下「通所による指定旧法施設支援」という。） ・ 指定知的障害児施設等における指定施設支援（通所事業によるものに限り、障害児施設医療に係るものを除く。以下「通所による指定障害児施設支援」</p>	<p>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱</p> <p>1 定率負担に係る利用者負担額軽減措置</p> <p>1 目的 低所得で生計が困難である者について、障害福祉サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額を軽減することにより、障害福祉サービスの利用促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 市町村（特別区を含む。以下同じ。）</p> <p>3 事業内容 (1) 事業主体 定率負担に係る利用者負担額軽減措置（以下Iにおいて「軽減措置」という。）の事業主体は、原則として、社会福祉法人又は市町村、都道府県が実施する社会福祉事業体（以下「社会福祉法人等」という。）とする。 ただし、市町村内に特定のサービスを提供する社会福祉法人等がない場合には、当該市町村の判断により例外的に社会福祉法人等以外の法人も事業主体とすることができる。なお、その場合に市町村は、都道府県と協議するものとする。</p> <p>(2) 軽減措置対象費用 軽減措置の対象となる費用は、次のとおりとする。 ① 居宅（グループホームを除く。）で生活をする者が以下のサービスを利用した場合の定率負担分 ・ 通所サービス提供施設（身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生施設（通所事業に限る。）、身体障害者療護施設（通所事業に限る。）、身体障害者授産施設（通所事業又は分場に限る。）及び身体障害者通所授産施設（分場を含む。）並びに知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設（通所事業又は分場に限る。）、知的障害者授産施設（通所事業又は分場に限る。）、知的障害者通所更生施設（分場を含む。）及び知的障害者通所授産施設（分場を含む。）。以下同じ。） ・ デイサービス（障害者自立支援法に基づく障害者デイサービス及び児童デイサービス。以下同じ。） ・ 障害者自立支援法に基づく居宅介護、行動援護及び外出介護 ・ 「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>という。)</p> <p>② 20歳未満の者であって、<u>指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、障害者自立支援法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設（通所による支援を行うものを除く。）又は指定知的障害児施設等に入所又は入院している者に対して提供される日中活動サービス、療養介護（療養介護医療に係るものを除く。以下同じ。）若しくは施設入所支援又は障害児施設支援（障害児施設医療に係るものを除く。）に係る定率負担分。</u></p> <p>(3) 軽減措置対象額 軽減措置の対象となる額は、(2)の費用のうち、低所得1（障害者自立支援法施行令第17条第1項第3号又は児童福祉法施行令第27条の2第1項第3号に該当する者。4において同じ。）については7千500円を超える額、低所得2（障害者自立支援法施行令第17条第1項第2号又は児童福祉法施行令第27条の2第1項第2号に該当する者。4において同じ。）については1万2千300円を超える額（日中活動サービス、通所による指定旧法施設支援及び通所による指定障害児施設支援については7千500円）とする。</p> <p>(4) 軽減方法 軽減は、原則として一の事業所（施設を含む。以下同じ。）ごとに行うこととし、障害者又は障害児が利用する事業所が軽減措置を実施している場合であっても、異なる事業所から軽減措置対象サービスを利用した場合は、各々の事業所について(3)の利用者負担額（ただし、当該月における各事業所に係る利用者負担額を全て合算した額が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額が上限額となる。）を支払う。 なお、複数の軽減措置対象サービスを軽減措置同一管理事業所（事業主体が同一建物又は同一敷地内において複数の事業所を運営するなど、複数の事業所が一体的に運営されており、かつ、当該一体的に運営されている複数の事業所を利用する障害者等の利用者負担額について、当該一体的に運営されている複数の事業所分を併せて管理できる事業所をいう。以下同じ。）において利用する場合は、当該軽減措置同一管理事業所における利用者負担額を一の事業所における利用者負担額とみなして軽減措置を適用する。 この場合において、<u>低所得2の者について、日中活動サービス若しくは通所による指定旧法施設支援又は通所による指定障害児施設支援と訪問系サービスを組み合わせる場合の負担上限は、各事業ごとに軽減した上で、当該軽減後の額を合計した額を負担上限とする。（ただし、1万2千300円を上限とする。）</u></p> <p>※軽減措置同一管理事業所における負担上限適用例 (例1) 居宅介護、行動援護の場合 ・低所得1 → <u>2</u>事業所分を合わせて7,500円を超える額を軽減</p>	<p>について」（平成18年4月3日障第0403007号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める対象施設（ただし、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者通所授産施設を除く。以下「相互利用施設」という。） なお、相互利用施設については、定率負担相当分とする。</p> <p>② 20歳未満の者について、入所施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（いずれも通所事業を除く。））に入所することに係る定率負担分</p> <p>(3) 軽減措置対象額 軽減措置の対象となる額は、(2)の費用のうち、低所得1（障害者自立支援法施行令第17条第1項第3号に該当する者。4において同じ。）については7千500円を超える額、低所得2（同項第2号に該当する者。4において同じ。）については1万2千300円を超える額（通所サービス提供施設及びデイサービス並びに相互利用施設については7千500円）とする。</p> <p>(4) 軽減方法 軽減は、原則として一の事業所（施設を含む。以下同じ。）ごとに行うこととし、障害者又は障害児が利用する事業所が軽減措置を実施している場合であっても、異なる事業所から軽減措置対象サービスを利用した場合は、各々の事業所について(3)の利用者負担額（ただし、当該月における各事業所に係る利用者負担額を全て合算した額が負担上限月額を超える場合は、負担上限月額が上限額となる。）を支払う。 なお、複数の軽減措置対象サービスを軽減措置同一管理事業所（事業主体が同一建物又は同一敷地内において複数の事業所を運営するなど、複数の事業所が一体的に運営されており、かつ、当該一体的に運営されている複数の事業所を利用する障害者等の利用者負担額について、当該一体的に運営されている複数の事業所分を併せて管理できる事業所をいう。以下同じ。）において利用する場合は、当該軽減措置同一管理事業所における利用者負担額を一の事業所における利用者負担額とみなして軽減措置を適用する。 この場合において、<u>通所サービス提供施設又はデイサービス並びに相互利用施設とその他のサービスを組み合わせる場合の負担上限は、各事業ごとに軽減した上で、合わせた負担上限を適用する。</u></p> <p>※軽減措置同一管理事業所における負担上限適用例 (例1) ホームヘルプ、外出介護、行動援護の場合 ・低所得1 → <u>3</u>事業所分を合わせて7,500円を超える額を軽減 ・低所得2 → <u>3</u>事業所分を合わせて12,300円を超える額を軽減</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>・低所得2 → 2事業所分を合わせて12,300円を超える額を軽減                      (例2) 日中活動サービスと居宅介護の場合                      ・低所得1 → 2事業所分を合わせて7,500円を超える額を軽減                      ・低所得2 → 2事業所分を合わせて12,300円*を超える額を軽減                      *個々の事業で見た場合、負担上限は、日中活動サービスは7,500円、居宅介護は12,300円となるので、両者を合わせた場合は高い方の12,300円を負担上限とする。ただし、一本の負担上限とした場合、居宅介護の利用量が少ないときは個々の事業ごとに軽減した方が負担が低くなるケースがあるので、当該ケースのように負担上限が異なるサービスを合わせる場合は、個々の事業ごとに一旦軽減した上で当該軽減後の額を合計した額を負担上限(ただし、12,300円を上限とする。)とする2段階の軽減を行う。</p> <p>4 対象者                      (1) 対象者の要件                      軽減措置の対象者は、低所得1又は低所得2の者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。                      ① 申請者の属する世帯に属する者が、一定の不動産(申請者の扶養義務者がその居住の用に供する家屋や土地)以外の固定資産を有さないこと。                      ② 申請者の属する世帯に属する者の収入及び預貯金等の額が別表の基準額以下であること。                      ③ 申請者の属する世帯に属する者が社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないこと。                      ただし、事務の簡素化の観点から、申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が、①から③までの要件を満たせばよいこととする。</p> <p>(2) 対象者の確認手続                      ① 軽減措置の適用を受けようとする利用者は、申請者及び主たる生計維持者の収入額及び障害年金等の額の合計額が基準額以下であることを証明する書類(給与の証明書、事業収入がわかる資料、年金証書、年金振り込み通知書の写し等)並びに預貯金額が一定額以下であること及び一定の固定資産を有していないことを証明する書類(固定資産税納税通知書の写し、住民票の写し等)を添付して軽減措置対象者であることの確認を当該利用者の支給決定を行う市町村等に申請する。                      なお、事業所がとりまとめて、市町村等に申請書を提出しても差し支えない。                      ② 市町村等において対象者である確認を行った場合は、受給者証の該当欄又は特記事項欄に、軽減措置の対象者である旨を記載する。                      ③ 居宅で生活をする者について収入や資産額を認定するものであるため、多様な生活実態があることを踏まえ、申請者の属する世帯の主たる生計維持者(住民票の世帯主等を収入の多い者としてみなすことができることとする。)及び障害者の収入額(年金等を含む。)及び資産額を確認することで、当該世帯における収入額及び資産額を確認したもののみみなすことができる。</p>	<p>(例2) 通所サービスとホームヘルプの場合                      ・低所得1 → 2事業所分を合わせて7,500円を超える額を軽減                      ・低所得2 → 2事業所分を合わせて12,300円*を超える額を軽減                      *個々の事業で見た場合、負担上限は、通所は7,500円、ホームヘルプは12,300円となるので、両者を合わせた場合は高い方の12,300円を負担上限とする。ただし、一本の負担上限とした場合、ホームヘルプの利用量が少ないときは個々の事業ごとに軽減した方が負担が低くなるケースがあるので、当該ケースのように負担上限が異なるサービスを合わせる場合は、個々の事業ごとに一旦軽減適用した上で合わせた負担上限を適用する2段階の軽減を行う。</p> <p>4 対象者                      (1) 対象者の要件                      軽減措置の対象者は、低所得1又は低所得2の者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。                      ① 申請者の属する世帯に属する者が、一定の不動産(申請者の扶養義務者がその居住の用に供する家屋や土地)以外の固定資産を有さないこと。                      ② 申請者の属する世帯に属する者の収入及び預貯金等の額が別表の基準額以下であること。                      ③ 申請者の属する世帯に属する者が社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないこと。                      ただし、事務の簡素化の観点から、申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が、①から③までの要件を満たせばよいこととする。</p> <p>(2) 対象者の確認手続                      ① 軽減措置の適用を受けようとする利用者は、申請者及び主たる生計維持者の収入額及び障害年金等の額の合計額が基準額以下であることを証明する書類(給与の証明書、事業収入がわかる資料、年金証書、年金振り込み通知書の写し等)並びに預貯金額が一定額以下であること及び一定の固定資産を有していないことを証明する書類(固定資産税納税通知書の写し、住民票の写し等)を添付して軽減措置対象者であることの確認を当該利用者の支給決定を行う市町村に申請する。                      なお、事業所がとりまとめて、市町村等に申請書を提出しても差し支えない。                      ② 市町村において対象者である確認を行った場合は、受給者証の特記事項欄に、軽減措置の対象者である旨を記載する。                      ③ 居宅で生活をする者について収入や資産額を認定するものであるため、多様な生活実態があることを踏まえ、申請者の属する世帯の主たる生計維持者(住民票</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 軽減実施手続</p> <p>(1) 軽減措置を行おうとする法人は、対象となる事業所の指定を受けた都道府県知事（<u>指定知的障害児施設等については都道府県知事、指定都市長及び児童相談所設置市長。</u>）及び事業所所在地の市町村長（<u>指定知的障害児施設等において、指定都市長又は児童相談所設置市長に対し軽減措置実施の申出を行った場合を除く。</u>）に軽減措置実施の申出を行う。ただし、(2)による情報提供が迅速に行われる場合は、市町村長への申出を省略することができる。</p> <p>なお、軽減措置同一管理事業所については、管理を同一とする事業所を併せて申し出ることとする。</p> <p>(2) 都道府県は、軽減措置実施事業所について、適宜管内市町村に情報提供することとする。</p> <p>(3) 軽減を行おうとする法人は、当該事業所利用者の支給決定を行う都道府県又は市町村に軽減措置を実施する旨を情報提供することとする。ただし、当該事業所の指定を受けた都道府県知事に軽減措置実施の申出を行った場合は、その都道府県及び当該都道府県管内の市町村に対し、軽減措置を実施する旨の情報提供を省略することができる。</p> <p>6 公費助成</p> <p>(1) 公費助成額の算定</p> <p>公費助成額は、次の方法で算定した額とする。</p> <p>① <u>事業所における年間の軽減額が、本来受領すべき利用者負担額（軽減対象とならない者の利用額を含む。以下同じ。）の100分の5以内の場合</u> 事業所における年間の軽減額に2分の1を乗じた額</p> <p>② <u>事業所における年間の軽減額が、本来受領すべき利用者負担額の100分の5を超える場合</u> 次の額の合計額 ア 本来受領すべき利用者負担額の100分の5に2分の1を乗じた額 イ <u>事業所における年間の軽減額から本来受領すべき利用者負担額に100分の5を乗じた額を控除した額に4分の3を乗じた額</u> なお、公費助成額の算定は、事業所単位で行い、軽減措置同一管理事業所であっても、各々の事業所で算定することとする。</p> <p>(2) 市町村等による補助</p> <p>① 市町村等は、事業所単位で算定された公費助成額のうち、当該市町村等が支</p>	<p>の世帯主等を収入の多い者としてみなすことができることとする。）及び障害者の収入額（年金等を含む。）及び資産額を確認することで、当該世帯における収入額及び資産額を確認したものとみなすことができる。</p> <p>6 軽減実施手続</p> <p>(1) 軽減措置を行おうとする法人は、対象となる事業所の指定を受けた都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長及び事業所所在地の市町村長に申出を行う。 なお、軽減措置同一管理事業所については、管理を同一とする事業所を併せて届け出ることとする。</p> <p>(2) 実施の申し出を受けた指定都市及び中核市は、都道府県に情報提供することとする。また、都道府県は、軽減措置実施事業所について、適宜管内市町村に情報提供することとする。</p> <p>7 公費助成</p> <p>(1) 公費助成対象額</p> <p>事業所及び軽減措置同一管理事業所における年間の軽減額のうち、本来受領すべき利用者負担額の5%以内については2分の1を、5%を超える部分については4分の3を公費助成対象とする。</p> <p>(2) 公費助成の方法</p> <p>① 公費助成額の算定は、事業所単位で行い、軽減措置同一管理事業所であっても、</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>給決定を行った利用者に係る分を、社会福祉法人等（独立行政法人国立病院機構を除く。）に対して補助するものとする。</u></p> <p>② <u>①の補助額は次の式で算定した額とする。</u>  <u>市町村等の補助額＝事業所単位で算定された公費助成額×当該市町村等の利用者の年間の軽減額の合計額／事業所における年間の軽減額</u></p> <p>(3) 都道府県は、社会福祉法人等（独立行政法人国立病院機構を除く。）へ円滑に補助が行われるよう、<u>手続等の必要な調整を行うものとする。</u></p> <p><u>7 留意事項</u></p> <p>(1) 都道府県、市町村においては、軽減措置対象サービスを実施する全ての社会福祉法人等に対し、この事業を実施するよう働きかけるものとする。</p> <p>(2) 高額障害福祉サービス費及び高額障害児施設給付費については、軽減措置適用後の利用者負担額をもとに算定することとする。</p> <p>(3) 負担上限月額適用についても、各事業所ごとに講じられた軽減措置を適用した後の利用者負担額をもとに行うこと。</p> <p><u>8 就労継続支援A型事業における利用者負担減免措置</u></p> <p><u>就労継続支援A型事業において雇用関係のある利用者については、社会福祉法人軽減措置の適用を受けることができる一方で、雇用契約に基づく労務管理の一環として、事業者が、事業者の負担により利用者負担を減免（以下「事業者負担減免措置」という。）することが可能であり、これらの措置における具体的な取扱は以下によることとする。</u></p> <p>(1) <u>雇用関係のある利用者みの場合</u>  <u>社会福祉法人軽減措置又は事業者負担減免措置のいずれかを選択して実施すること。</u></p> <p>(2) <u>雇用関係のある利用者と雇用関係のない利用者が同時に利用している場合（本事業を含む多機能型事業所を運営する場合を含む）</u></p> <p>① <u>全ての利用者と同じ措置を講じる場合</u>  <u>社会福祉法人軽減措置のみ実施可能であること。</u></p> <p>② <u>雇用関係のある利用者と雇用関係のない利用者に対する措置が異なる場合</u>  <u>雇用関係のある者に対して事業者負担減免措置を実施し、雇用関係のない者に対しては社会福祉法人軽減措置を実施することのみ可能であること。</u></p> <p>(3) <u>留意事項</u>  <u>雇用関係のある者については、上記のとおり2種類の措置が可能であるが、当</u></p>	<p><u>各々の事業所で算定する。</u></p> <p>② <u>事業所単位で算定された公費助成額を、公費助成の対象となる軽減を行った利用者に対して支給決定を行った市町村等に、各々の市町村等の利用者の軽減額に応じて按分する。</u></p> <p>③ <u>市町村等別に按分された公費助成額を、事業所ごと又は複数事業所分を合計して、軽減を行った利用者に対して支給決定を行った市町村等に交付申請する。</u></p> <p>(3) 都道府県は、社会福祉法人等から市町村への補助金交付申請が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>8 留意事項</u></p> <p>(1) 都道府県、市町村においては、軽減措置対象サービスを実施する全ての社会福祉法人等に対し、この事業を実施するよう働きかけるものとする。</p> <p>(2) 高額障害福祉サービス費又は高額施設訓練等支援費については、軽減措置適用後の利用者負担額をもとに算定することとする。</p> <p>(3) 負担上限月額適用についても、各事業所ごとに講じられた軽減措置を適用した後の利用者負担額をもとに行うこと。</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>該措置は雇用関係のある者全員に対して同じ措置を実施するものであり、例えば雇用関係のある者毎に措置の差異を設けることや、社会福祉法人軽減と事業者負担減免措置の二重の軽減措置を行うことは認められない。</u></p> <p><u>(注) 国立更生援護施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における利用者負担軽減措置</u></p> <p><u>国立更生援護施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において3(2)に係る費用については、当該定率負担に係る利用者負担額軽減措置と同様の措置を講ずることとし、具体的な取扱を以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公費助成</u></p> <p><u>国立更生援護施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において行われる当該軽減措置については、本事業に基づく助成は行わないものとする。</u></p> <p><u>(2) その他の取扱</u></p> <p><u>その他の取扱については、社会福祉法人等と同様の取扱とする。</u></p>	

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後

改正前

別表

【基準額】

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額	150万円	200万円	250万円
預貯金等額	350万円	450万円	550万円

注1 収入基準額については、世帯人数が一人増えるごとに50万円加算、預貯金等額については、100万円加算すること。

注2 市町村民税非課税世帯に属する者のうち、さらに負担能力がないものを判断するため、基本的には、非課税収入や個別減免における特定目的収入等も含むすべての収入額で判断すること。ただし、工賃等の収入がある場合は、年間の工賃等収入額から28万8千円を限度として控除することができるものとする。

また、所得税の算定において必要経費と認められるものについて、申請者から提出があった場合等については、収入額から控除することができるものとする。

別表

【基準額】

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額	150万円	200万円	250万円
預貯金等額	350万円	450万円	550万円

※ 収入基準額については、世帯人数が一人増えるごとに50万円加算、預貯金等額については、100万円加算する。

※ 市町村民税非課税世帯に属する者のうち、さらに負担能力がないものを判断するため、基本的には、非課税収入や個別減免における特定目的収入等も含むすべての収入額で判断する。ただし、所得税の算定において、必要経費と認められるものについて、申請者から提出があった場合等については、収入額から控除して認定できるものとする。



社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>II 入所施設における食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者に対する減免措置</p> <p>1 目的 障害者自立支援法の施行に伴う食費等の実費負担を行うことにより、生活保護の対象となる施設入所者（以下「食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者」という。）について、社会福祉法人等が食費等実費負担額を減免することにより、生活保護の対象となることを防止し、障害福祉サービス又は障害児施設支援の利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 Iの2と同じとする。（市町村等（特別区を含む。指定知的障害児施設等において<del>は</del>は都道府県、指定都市又は児童相談所設置市。以下同じ。））</p> <p>3 事業内容 (1) 事業主体 食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者に対する減免措置（以下「食費等減免措置」という。）の事業主体は、Iの3（1）と同じとする。（社会福祉法人等）</p> <p>(2) 食費等減免措置対象費用 食費等減免措置の対象となる費用は、下記施設における食費等実費負担額（<u>特定障害者特別給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費（以下「補足給付支給額」という。）を除く。</u>）又は食事療養若しくは生活療養（以下「食事療養等」という。）の標準負担額とする。 ① 指定障害者支援施設又は指定療養介護事業所 ② 特定旧法指定施設のうち以下に掲げるもの ア 旧身体障害者療護施設、旧身体障害者更生施設、旧身体障害者授産施設（いずれも入所に限る。） イ 旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設（いずれも入所に限る。） ③ 指定知的障害児施設等</p> <p>(3) 食費等減免措置対象額 食費等減免措置の対象となる額は、食費等減免措置対象費用の全額とする。</p> <p>4 対象者 <u>(1) 食費等減免措置の対象となる者は、3（2）①から③までに掲げる施設に入所している20歳以上の入所者（以下「施設入所者」という。）のうち、定率負担を0円とし、補足給付を月額3万6千円まで支給しても、施設に支払う食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）を負担することにより、生活保護の対象となるが、食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）を負担しなければ、生活保護の対象</u></p>	<p>II 入所施設における食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者に対する減免措置</p> <p>1 目的 障害者自立支援法の施行に伴う食費等の実費負担を行うことにより、生活保護の対象となる施設入所者（以下「食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者」という。）について、<u>社会福祉法人等が食費等実費負担額を減免することにより、生活保護の対象となることを防止し、障害福祉サービスの利用の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 Iの2と同じとする。（市町村（特別区を含む。））</p> <p>3 事業内容 (1) 事業主体 食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者に対する減免措置（以下「食費等減免措置」という。）の事業主体は、Iの3（1）と同じとする。（社会福祉法人等）</p> <p>(2) 食費等減免措置対象費用 食費等減免措置の対象となる費用は、下記施設における食費等実費負担額（<u>特定入所者食費等給付費（以下「補足給付支給額」という。）を除く。</u>）とする。 ① <u>身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設（いずれも入所に限る。）</u> ② <u>知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（いずれも入所に限る。）</u></p> <p>(3) 食費等減免措置対象額 食費等減免措置の対象となる額は、食費等減免措置対象費用の全額とする。</p> <p>4 対象者 食費等減免措置の対象となる者は、3（2）①又は②の施設に入所している20歳以上の入所者（以下「施設入所者」という。）のうち、定率負担を0円とし、補足給付を月額3万6千円まで支給しても、施設に支払う食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）を負担することにより、生活保護の対象となるが、<u>食費等実費負担（補足給付支給額を除く。）をしなければ、生活保護の対象でなくなる者</u>とす</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>とはならない者</u></p> <p><u>(2) 3 (2) ①又は③のうち医療型施設に入所している20歳以上の入所者（以下「医療型施設入所者」という。）のうち、定率負担を0円とし、食事療養等の標準負担額について個別減免を講じた後の額を負担することにより、生活保護の対象となるが、同負担をしなければ、生活保護の対象とならない者</u></p> <p><u>なお、この個別減免を講じた後の額については、平成18年厚生労働省告示第525号、第526号及び第558号に規定する食事療養等の標準負担額又は14,880円のいずれか低い額であること。</u></p> <p>ただし、(1)及び(2)について食費等減免措置を講じても、生活保護の対象となる者については、食費等減免措置の対象としない。</p> <p>なお、市町村等は、定率負担、補足給付の生活保護境界層措置対象者である旨の確認を行う際に併せて、食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者である旨を確認し、受給者証の特記事項欄にその旨を記載する。</p> <p>5 食費等減免措置実施の手続き</p> <p>(1) 食費等減免措置を実施する施設は、施設入所者が福祉事務所に生活保護の申請を行う場合には、食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者である旨を記載した書面を発行する。(様式例1参照)</p> <p>(2) 施設入所者は、福祉事務所に生活保護の申請を行う際に、上記の書面を添えて申請を行う。</p> <p>(3) 福祉事務所においては、当該施設入所者が食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者であることを確認した場合には、その旨を却下通知書に記載し、保護申請を却下する。</p> <p>(4) 当該施設入所者は、市町村等に却下通知書を提出し、定率負担の減免（定率負担を0円とする）及び補足給付支給額の特例（3万6千円まで補足給付を受ける）の申請を行う。</p> <p>(5) 市町村等は、さらに、食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者である旨が却下通知書に記載されている場合は、受給者証の特記事項欄にその旨を記載し、当該却下通知書の写しを入所者が入所する施設へ送付する。</p> <p>(6) 入所施設は、市町村等から写しが送付されてきた場合には、対象となった月の初日から食費等実費負担（補足給付支給額を除く。）を0円とする。</p> <p>(7) 入所施設は、当該施設に食費等減免措置の対象となる者が入所する場合は、食費</p>	<p>る。</p> <p>ただし、食費等減免措置を講じても、生活保護の対象となる者については、食費等減免措置の対象としない。</p> <p>なお、市町村は、定率負担、補足給付の生活保護境界層措置対象者である旨の確認を行う際に併せて、食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者である旨を確認し、受給者証の特記事項欄にその旨を記載する。</p> <p>5 食費等減免措置実施の手続き</p> <p>(1) 食費等減免措置を実施する施設は、施設入所者が福祉事務所に生活保護の申請を行う場合には、食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者である旨を記載した書面を発行する。(様式例1参照)</p> <p>(2) 施設入所者は、福祉事務所に生活保護の申請を行う際に、上記の書面を添えて申請を行う。</p> <p>(3) 福祉事務所においては、当該施設入所者が食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者であることを確認した場合には、その旨を却下通知書に記載し、保護申請を却下する。</p> <p>(4) 当該施設入所者は、市町村に却下通知書を提出し、定率負担の減免（定率負担を0円とする）及び特定入所者食費等給付費（補足給付）の特例（3万6千円まで補足給付を受ける）の申請を行う。</p> <p>(5) 市町村は、さらに、食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者である旨が却下通知書に記載されている場合は、受給者証の特記事項欄にその旨を記載し、当該却下通知書の写しを入所者が入所する施設へ送付する。</p> <p>(6) 入所施設は、市町村から写しが送付されてきた場合には、対象となった月の初日から食費等実費負担（補足給付支給額を除く。）を0円とする。</p> <p>(7) 入所施設は、当該施設に該当者が一人以上出た段階で、食費等減免措置を実施し</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>等減免措置を実施している旨を当該入所施設の指定を受けた都道府県知事（指定知的障害児施設等については、都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市長。）に届出を行う。（様式例2参照）</p> <p>なお、当該施設において食費等減免措置を実施する場合には、全ての対象者に食費等減免措置を実施することとする。</p> <p>また、食費等実費負担については、施設と入所者との個別の契約に基づいて行うものであり、食費等減免措置を行うことに制限はないため、公費助成を受けないで食費等減免措置を実施する場合には、特に届出を行う必要はない。</p> <p>(8) 都道府県は、食費等減免措置実施施設について、適宜管内市町村に情報提供する。</p> <p>(9) 入所施設は、当該施設利用者の支給決定を行う都道府県又は市町村に食費等減免措置を実施する旨を情報提供することとする。ただし、当該入所施設の指定を受けた都道府県知事に食費等減免措置を実施する旨の届出を行った場合は、その都道府県及び当該都道府県管内の市町村に対しては、食費等減免措置を実施する旨の情報提供を省略することができる。</p> <p>6 公費助成</p> <p>(1) 公費助成額の算定</p> <p>公費助成額は、次の方法で算定した額とする。</p> <p>① 施設における年間の軽減額が、本来受領すべき食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）の100分の5以内の場合</p> <p>施設における年間の軽減額に2分の1を乗じた額</p> <p>② 施設における年間の軽減額が、本来受領すべき食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）の100分の5を超える場合</p> <p>次の額の合計額</p> <p>ア 本来受領すべき食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）の100分の5に2分の1を乗じた額</p> <p>イ 施設における年間の軽減額から本来受領すべき食費等実費負担額に100分の5を乗じた額を控除した額に4分の3乗じた額</p> <p>なお、公費助成額の算定は、施設単位で行い、1の軽減措置とは別途算定することとする。</p> <p>(2) 市町村等による補助</p> <p>① 市町村等は、施設単位で算定された公費助成額のうち、当該市町村等が支給決定を行った利用者に係る分を社会福祉法人等（独立行政法人国立病院機構を除く。）に対して補助するものとする。</p> <p>② ①の補助額は次の式で算定した額とする。</p> <p>市町村等の補助額＝施設単位で算定された公費助成額×当該市町村等の利用者の年間の軽減額の合計額／施設における年間の軽減額</p>	<p>ている旨を当該入所施設の指定を受けた都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に届出を行う。（様式例2参照）</p> <p>なお、当該施設において食費等減免措置を実施する場合には、全ての対象者に食費等減免措置を実施することとする。</p> <p>また、食費等実費負担については、施設と入所者との個別の契約に基づいて行うものであり、食費等減免措置を行うことに制限はないため、公費助成を受けないで食費等減免措置を実施する場合には、特に届出を行う必要はない。</p> <p>(8) 届出を受けた指定都市及び中核市は都道府県に情報提供することとする。</p> <p>都道府県は、食費等減免措置実施施設について、適宜管内市町村に情報提供する。</p> <p>6 公費助成</p> <p>(1) 公費助成対象額</p> <p>3(2)の減免措置対象費用の額が、当該施設で受領すべき食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）の5%以内については2分の1を、5%を超える額については4分の3を、公費助成対象とする。</p> <p>※ 1の軽減措置とは別途計算する。</p> <p>(2) 公費助成の方法</p> <p>① 公費助成額の算定は、施設単位で行う。</p> <p>② 施設単位で算定された公費助成額を、公費助成の対象となる減免措置を行った利用者に対して支給決定を行った市町村等に対して、年度末に3(2)の減免措置対象費用の額、当該施設における食費等実費負担の全体額（補足給付支給額を除く。）を補助金申請書に記載して当該市町村等に提出する。</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 都道府県は、社会福祉法人等（独立行政法人国立病院機構を除く。）へ円滑に補助が行われるよう、<u>手続等の必要な調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(注) 国立更生援護施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における食費等実費負担減免措置</u>  <u>国立更生援護施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における食費等実費負担額（補足給付支給額を除く。）については、当該入所施設における食費等実費負担に係る生活保護境界層措置対象者に対する減免措置と同様の措置を講ずることとし、具体的な取扱を以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公費助成</u>  <u>国立更生援護施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において行われる当該減免措置については、本事業による助成は行わないものとする。</u></p> <p><u>(2) その他の取扱</u>  <u>その他の取扱については、社会福祉法人等と同様の取扱とする。</u></p>	<p>(3) 都道府県は、社会福祉法人等から市町村への補助金申請が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>(注) 文中、「補足給付」については、平成18年4月から9月までの間は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく「特定入所者食費等給付費」として支給されるが、平成18年10月以降については、障害者自立支援法に基づく「特定入所者特別給付費」として、支払われることとなる。</u>  <u>なお、根拠法は変わるが、算定方法等は変わらない。</u></p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<div data-bbox="763 193 1077 268" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     様式 1-1                      (施設における証明様式例)                 </div> <p data-bbox="423 357 851 384" style="text-align: center;">当施設入所者の食費等の実費負担について</p> <p data-bbox="219 486 448 513">〇〇 福祉事務所長殿</p> <div data-bbox="712 651 1081 710" style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     平成      年      月      日                      施 設 長 名      印                 </div> <p data-bbox="194 845 1084 1038">                     当施設入所者が、定率負担が0円まで減免され、<u>特定障害者特別給付費又は特定入所障害児食費等給付費</u>（以下「<u>補足給付支給額</u>」という。）を月額36,000円まで支給されても、生活保護の対象となる場合に、当施設における食費等の実費負担額（<u>補足給付支給額</u>（36,000円）を除く。）を0円とすれば、生活保護の対象でなくなる者については、当該入所者に係る食費等の実費負担（<u>補足給付支給額</u>を除く。）を0円とします。                 </p>	<div data-bbox="1756 193 2069 268" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">                     様式 1                      (施設における証明様式例)                 </div> <p data-bbox="1413 357 1841 384" style="text-align: center;">当施設入所者の食費等の実費負担について</p> <p data-bbox="1211 486 1440 513">〇〇 福祉事務所長殿</p> <div data-bbox="1704 651 2074 710" style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     平成      年      月      日                      施 設 長 名      印                 </div> <p data-bbox="1187 845 2076 1003">                     当施設入所者が、定率負担が0円まで減免され、<u>特定入所者食費等給付費</u>（<u>補足給付</u>）を月額36,000円まで支給されても、生活保護の対象となる場合に、当施設における食費等の実費負担額（<u>特定入所者食費等給付費支給額</u>（36,000円）を除く。）を0円とすれば、生活保護の対象でなくなる者については、当該入所者に係る食費等の実費負担（<u>特定入所者食費等給付費支給額</u>を除く。）を0円とします。                 </p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="685 193 1072 264" style="text-align: center;"><u>様式1-2</u> <u>(医療型施設における証明様式例)</u></p> <p data-bbox="421 355 848 379" style="text-align: center;"><u>当施設入所者の食費等の実費負担について</u></p> <p data-bbox="192 488 418 512">〇〇 <u>福祉事務所長殿</u></p> <p data-bbox="712 651 1077 707" style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 施設長名 _____ 印</p> <p data-bbox="192 847 1077 1002"><u>当施設入所者が、定率負担が0円まで減免され、食事療養又は生活療養（以下「食事療養等」という。）の標準負担額について個別減免を講じた後の額としても、生活保護の対象となる場合に、当施設における食事療養等の標準負担額を0円とすれば、生活保護の対象でなくなる者については、当該入所者に係る食事療養等の標準負担額を0円とします。</u></p>	

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<div data-bbox="770 197 1064 272" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     様式 2-1                      (都道府県届出様式例)                 </div> <p style="text-align: center;">社会福祉法人等減免事業実施施設届出書                      (生活保護境界層措置対象者に対する食費等実費負担減免措置)</p> <p>都道府県知事名 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">施設長名 印</p> <p>当施設においては、社会福祉法人等減免事業実施施設（生活保護境界層措置対象者に対する食費等実費負担減免措置）として、下記減免措置を実施しておりますので、届出いたします。</p> <p>今年度、当施設においては、当施設入所者のうち、下記対象者全てにこの措置を実施いたします。</p> <p>現在当施設で下記減免措置を実施している人数                      (平成 年 月 日現在 人)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(食費等実費負担減免対象者)</p> <p>当施設の入所者であって、定率負担が0円まで減免され、<u>特定障害者特別給付費又は特定入所障害児食費等給付費（以下「補足給付支給額」という。）</u>を月額36,000円まで支給されても、生活保護の対象となる場合に、当施設における食費等の実費負担額（<u>補足給付支給額</u>を除く。）を0円とすれば、生活保護の対象でなくなる者</p> <p>(対象者に対する減免措置)</p> <p>当該入所者に係る食費等の実費負担を0円（<u>補足給付支給額</u>を除く。）とする。</p>	<div data-bbox="1765 197 2058 272" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     様式 2                      (都道府県届出様式例)                 </div> <p style="text-align: center;">社会福祉法人等減免事業実施施設届出書                      (生活保護境界層措置対象者に対する食費等実費負担減免措置)</p> <p>都道府県知事名 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">施設長名 印</p> <p>当施設においては、社会福祉法人等減免事業実施施設（生活保護境界層措置対象者に対する食費等実費負担減免措置）として、下記減免措置を実施しておりますので、届出いたします。</p> <p>今年度、当施設においては、当施設入所者のうち、下記対象者全てにこの措置を実施いたします。</p> <p>現在当施設で下記減免措置を実施している人数                      (平成 年 月 日現在 人)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(食費等実費負担減免対象者)</p> <p>当施設の入所者であって、定率負担が0円まで減免され、<u>特定入所者食費等給付費</u>を月額36,000円まで支給されても、生活保護の対象となる場合に、当施設における食費等の実費負担額（<u>特定入所者食費等給付費支給額</u>を除く。）を0円とすれば、生活保護の対象でなくなる者</p> <p>(対象者に対する減免措置)</p> <p>当該入所者に係る食費等の実費負担を0円（<u>特定入所者食費等給付費支給額</u>を除く。）とする。</p>

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<div data-bbox="607 197 1070 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; text-align: center;"> <p>様式2-2 (都道府県届出(医療型施設用)様式例)</p> </div> <p style="text-align: center;">社会福祉法人等減免事業実施施設届出書 (生活保護境界層措置対象者に対する食費等実費負担減免措置)</p> <p>都道府県知事名 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">施設長名 印</p> <p>当施設においては、社会福祉法人等減免事業実施施設(生活保護境界層措置対象者に対する食費等実費負担減免措置)として、下記減免措置を実施しておりますので、届出いたします。</p> <p>今年度、当施設においては、当施設入所者のうち、下記対象者全てにこの措置を実施いたします。</p> <p>現在当施設で下記減免措置を実施している人数 (平成 年 月 日現在 人)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(食費等実費負担減免対象者)</p> <p>当施設入所者であって、定率負担が0円まで減免され、食事療養又は生活療養(以下「食事療養等」という。)の標準負担額について個別減免を講じた後の額としても、生活保護の対象となる場合に、当施設における食事療養等の標準負担額を0円とすれば、生活保護の対象でなくなる者</p> <p>(対象者に対する減免措置)</p> <p>当該入所者に係る食事療養等の標準負担額を0円とする。</p>	